

## 千葉県幼児尿検査実施要領

### (目的)

第1条 小児慢性特定疾病対策の一貫として、幼児尿検査を実施するにあたり、必要な事項を定めるとともに、現代医学で難病とされている腎炎、ネフローゼ、先天性腎尿路奇形等の潜在患者を早期に発見し、早期治療を促すことを目的とする。

### (対象者)

第2条 幼児尿検査の対象者は、本市に住所を有する3歳（3歳とは、当該年度の9月30日における年齢をいう。）以上小学校就学前の者とする。

2 前項の対象者のうち、当該年度に3歳児健康診査の対象となる者は、3歳児健康診査事業にて尿検体検査を実施するものとし、幼児尿検査における1次検査、2次検査、精密検査の対象としない。

3 3歳児健康診査事業における尿二次健康診査対象者は、幼児尿検査における腎エコー検査について対象とする。

### (幼児尿検査の回数及び種類)

第3条 幼児尿検査の実施は、対象者1人あたり、年度1回とする。

2 幼児尿検査の種類は、1次検査、2次検査、精密検査及び3歳児健康診査事業における尿二次健康診査に併せて行う腎エコー検査（以下、「3歳児腎エコー検査」という。）とする。

### (1次検査の実施方法及び判定)

第4条 1次検査は、市長が指定する日時及び場所において尿検体を提出する方式により、実施するものとする。なお、幼稚園及び保育所に在園及び在所中の児については、幼稚園及び保育所において尿検体を提出するものとする。

2 尿検体検査を実施する機関については、別途定める。

3 1次検査は、早朝の中間尿について、尿検体検査を実施するものとし、尿自動分析装置を使用して、蛋白、糖及び潜血反応検査を行う。

4 検査機関は、尿検体検査の結果について、検査実施後、速やかに市長へ報告するものとする。

5 1次検査の結果判定にあたっては、別表1に定める1次検査判定基準によるものとする。

### (2次検査の実施方法及び判定)

第5条 2次検査は、1次検査の結果、必要と認められる者に対し、市長が指定する日時及び場所に尿検体を提出する方式により実施するものとする。ただし、1次検査の結果、有所見の者で、医療機関にて既に経過観察中の者は、対象から除く。

- 2 尿検体検査を実施する機関については、別途定める。
- 3 2次検査は、早朝の中間尿について尿検体検査を実施するものとし、尿自動分析装置を使用して、蛋白、糖、潜血検査を行うとともに尿沈渣鏡検による赤血球、白血球、円柱及び上皮細胞の有無検査を行う。
- 4 検査機関は、尿検体検査の結果について、検査実施後、速やかに市長へ報告するものとする。
- 5 2次検査の結果判定にあたっては、別表2に定める2次検査判定基準によるものとする。

(精密検査の実施方法及び判定)

第6条 精密検査は、2次検査の結果、必要と認められる者に対し、保健所において、市長が指定する日時に、尿検体の提出及び受診をする方式により、実施するものとする。

- 2 精密検査は、早朝の中間尿及び精密検査時の随時尿について、2次検査における同項目の尿検体検査を実施するとともに、医師による診察、腎エコー検査を実施するものとする。なお、尿検体検査を実施する機関については、別途定める。
- 3 検査機関は、尿検体検査の結果について、検査実施後、速やかに市長へ報告するものとする。
- 4 医師による診察及び腎エコー検査については、保健所において、千葉県幼児腎疾患対策協議会委員の協力を得て実施する。または、市長が指定する医療機関が実施する。
- 5 精密検査の結果判定は、尿検体検査の結果について検査機関からの報告があった後、速やかに、千葉県幼児腎疾患対策協議会委員の協力を得て、別表3の基準に基づき、判定（診断）する。

(3歳児腎エコー検査の実施方法及び判定)

第7条 市長は、3歳児健康診査事業における尿二次健康診査を実施する際に、幼児尿検査による腎エコー検査を併せて実施するものとする。

- 2 3歳児腎エコー検査及びその判定については、保健所において、千葉県幼児腎疾患対策協議会委員の協力を得て実施する。または、市長が指定する医療機関が実施する。

(検査に係る費用の請求)

第8条 1次検査、2次検査及び精密検査について、検査機関が検体の検査を行ったときは、検査に要した費用を、検査実施後、速やかに市長に請求するものとする。なお、費用の額については、別途定める。

- 2 精密検査及び3歳児腎エコー検査について、医療機関が、診察及び腎エコー検査を行ったときは、検査実施後、速やかに市長に請求するものとする。なお、費用の額については、別途定める。

(検査に係る費用の支払い)

第9条 市長は、検査機関から、前条第1項の規定による検査費用の請求があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該費用を検査機関に支払うものとする。

2 市長は、精密検査及び3歳児腎エコー検査について、千葉県腎疾患対策協議会委員の協力により実施したときには、判定を実施した委員に対し、報償費を支払うものとする。報償費の支払方法及び金額については、別途定める。

3 市長は、医療機関から、前条第2項の規定による検査費用の請求があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該費用を医療機関に支払うものとする。

(事後指導等)

第10条 市長は、1次検査及び2次検査の判定結果、必要と認められるものについて、速やかに、対象者へ結果を通知し、2次検査及び精密検査への受診について、勧奨を行うものとする。また、内容に応じて、医療機関への受診勧奨を行なうものとする。

2 市長は、精密検査及び3歳児腎エコー検査判定の結果、必要と認められるものについて、速やかに対象者へ結果を通知し、医療機関への受診勧奨を行なうものとする。

3 第1項及び第2項における医療機関への受診を要する者に対し、市長は、円滑に医療を受けられるよう各種医療給付制度について助言を行うとともに、経過観察手帳を活用する等、継続受診の支援に配慮するものとする。

4 第2項における医療機関への受診を要する者に対し、市長は、必要に応じて、健康教育及び保健指導を実施するものとする。これらの健康教育及び保健指導を実施する場合は、必要に応じて、千葉県幼児腎疾患対策協議会と連携をとり、円滑に実施できるよう配慮するものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めのない事項及び幼児尿検査の実施に際し、その他必要な事項については、千葉県幼児腎疾患対策協議会の協力を得て、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は平成20年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年 4月 1日から施行する。